

2. 本調査における金銭的損失の算定方法

(1) 金銭的損失の構成、項目及び算定方法

表 7 金銭的損失の構成、項目及び算定方法の概要

金銭的損失の構成		被害の分類			
		死亡	後遺障害	傷害	物損
人的損失額		死者1名当たり人的損失額〔(社)日本損害保険協会データ〕 × 死者数〔警察庁データ〕	後遺障害1名当たり人的損失額〔(社)日本損害保険協会データ〕 × 後遺障害者数〔損害保険料率算出機構、損害保険各社データ〕	傷害1名当たり人的損失額〔(社)日本損害保険協会データ〕 × 傷害者数〔損害保険料率算出機構、損害保険各社データ〕	
物的損失額	(人身事故における)	損害物1件当たり損失額〔(社)日本損害保険協会データ〕 × 人身事故における損害物数(事故類型別)〔交通統計を基に設定〕 ÷ 交通統計による被害者数〔交通統計〕 × 本推計で設定している被害者数 × 被害者の内の死者比率	損害物1件当たり損失額〔(社)日本損害保険協会データ〕 × 人身事故における損害物数(事故類型別)〔交通統計を基に設定〕 ÷ 交通統計による被害者数〔交通統計〕 × 本推計で設定している被害者数 × 被害者の内の後遺障害者比率	損害物1件当たり損失額〔(社)日本損害保険協会データ〕 × 人身事故における損害物数(事故類型別)〔交通統計を基に設定〕 ÷ 交通統計による被害者数〔交通統計〕 × 本推計で設定している被害者数 × 被害者の内の傷害者比率	
	(物損のみの事故における)				物的損失額の総計(事故類型別)〔(社)日本損害保険協会データ〕 〔人身事故における物的損失額(事故類型別)×補正係数(交通統計ベース 全体推計ベース)〕

注) 表の「×」は乗算を意味する。

表 7 金銭的損失の構成、項目及び算定方法の概要（つづき）

金銭的損失の構成		被害の分類			
		死亡	後遺障害	傷害	物損
事業主体の損失		業種別死者数[交通統計] × 死者1名当たり損失年数（1年） × 就業者1名当たり（付加価値額 - 人件費）[財務省データ]	業種別後遺障害者数[交通統計] × 後遺障害者1名当たり損失年数（0.1618年）[診療実日数：（社）日本損害保険協会データ] × 就業者1名当たり（付加価値額 - 人件費）[財務省データ]	業種別傷害者数[交通統計] × 傷害者1名当たり損失年数（15.4/365(年)）[診療実日数：（社）日本損害保険協会データ] × 就業者1名当たり（付加価値額 - 人件費）[財務省データ]	
各種公的機関等の損失	救急搬送費	救急業務単位費用（人口当たり）[(財)地方財務協会データ] × 我が国の人口[総務省『日本の統計』(国勢調査)] × 救急隊出動全件数に占める交通事故件数の割合[消防白書データ]			
	警察の事故処理費用	警察官1名当たり人件費[(財)地方財務協会データ] × 人身事故処理時間[警察庁データ] × 人身事故件数[警察庁データ]			警察官1名当たり人件費[(財)地方財務協会データ] × 物損事故処理時間[警察庁データ] × 物損事故件数[警察庁データ]
	裁判費用	交通関係裁判所歳出額[司法統計][裁判所資料] × 交通裁判件数に占める致死件数の割合[前回調査]	交通関係裁判所歳出額[司法統計][裁判所資料] × 交通裁判件数に占める致傷等件数の割合[前回調査]		

注) 表の「×」は乗算を意味する。

表 7 金銭的損失の構成、項目及び算定方法の概要（つづき）

金銭的損失の構成		被害の分類			
		死亡	後遺障害	傷害	物損
各種公的機関等の損失（つづき）	訴訟追行費用	[訴訟追行費用単価（民事）[日本弁護士連合会資料] \times 民事裁判件数[司法統計] $+$ 訴訟追行費用単価（刑事・交通業過/危険運転致死傷別）[日本弁護士連合会資料] \times 交通業過/危険運転致死傷別裁判件数[検察統計]] \times 交通裁判件数に占める致死件数の割合[前回調査]	[訴訟追行費用単価（民事）[日本弁護士連合会資料] \times 民事裁判件数[司法統計] $+$ 訴訟追行費用単価（刑事・交通業過/危険運転致死傷別）[日本弁護士連合会資料] \times 交通業過/危険運転致死傷別裁判件数[検察統計]] \times 交通裁判件数に占める致傷等件数の割合[前回調査]		
	検察費用	検察の全歳出額[財務省資料] \times 検察の新規受理件数に占める交通業過/危険運転致死傷の割合[検察統計] \times 致死・致傷別新規受理件数に占める致死の割合[検察統計]	検察の全歳出額[財務省資料] \times 検察の新規受理件数に占める交通業過/危険運転致死傷の割合[検察統計] \times 致死・致傷別新規受理件数に占める致傷の割合[検察統計]		
	矯正費用	矯正関連歳出額[財務省資料] \times 刑務所・少年院の全収容人員に占める交通業過等及び危険運転致死傷の収容人員の割合[矯正統計年報]			

注) 表の「 \times 」は乗算を意味する。

表 7 金銭的損失の構成、項目及び算定方法の概要（つづき）

金銭的損失の構成		被害の分類			
		死亡	後遺障害	傷害	物損
各種公 的機関 等の損 失 (つづ き)	保険運営 費	損害保険の運営費〔(株)保険研究所データ〕 + 共済の運営費〔損害保険料率算出機構データ〕 + 政府保障事業保障業務委託費〔自賠責審議会資料〕			
	被害者救 済費用	(財)交通遺児育成基金の給付金支出〔決算資 料〕 + (財)交通遺児英会の支出〔決算資料〕 + 高等学校交通遺児授業料減免事業交付額〔国 土交通省資料〕 + 【自治体交通事故相談所の業務費用〔内閣府 資料〕 + (社)日本損害保険協会自動車保険請求相談 センターの支出〔決算資料〕 + (財)日弁連交通事故相談センターの支出〔決 算資料〕 + (財)交通事故紛争処理センターの事業費、 物損事故相談費用の合計〔決算資料〕 + (財)自賠責保険・共済紛争処理機構事業費 〔決算資料〕 × 被害者の内の死者比率	(独)自動車事故対策機構の貸付業務費、療 護施設業務費、援護業務費の合計〔決算資料〕 + 重度後遺障害者短期入院協力費〔国土交通省 資料: 在宅の重度後遺障害者の短期入院を受 入れる病院に対する受入れ体制の整備費の一 部補助〕 + 【自治体交通事故相談所の業務費用〔内閣府 資料〕 + (社)日本損害保険協会自動車保険請求相談 センターの支出〔決算資料〕 + (財)日弁連交通事故相談センターの支出〔決 算資料〕 + (財)交通事故紛争処理センターの事業費、 物損事故相談費用の合計〔決算資料〕 + (財)自賠責保険・共済紛争処理機構事業費 〔決算資料〕 × 被害者の内の後遺障害者比率	【自治体交通事故相談所の業務費用〔内閣府 資料〕 + (社)日本損害保険協会自動車保険請求相談 センターの支出〔決算資料〕 + (財)日弁連交通事故相談センターの支出〔決 算資料〕 + (財)交通事故紛争処理センターの事業費、 物損事故相談費用の合計〔決算資料〕 + (財)自賠責保険・共済紛争処理機構事業費 〔決算資料〕 × 被害者の内の傷害者比率	

注) 表の「×」は乗算を意味する。

表 7 金銭的損失の構成、項目及び算定方法の概要（つづき）

金銭的損失の構成		被害の分類			
		死亡	後遺障害	傷害	物損
各種公 的機関 等の損 失 (つづ き)	社会福祉 費用		障害者の自立支援等に必要な経費 [財務省資料] × 交通事故が原因である身体障害者 数の割合[身体障害児・者実態調査]		
	救急医療 体制整備 費	【 厚生労働省陸上交通安全対策関係予算額[交通安全白書] + 国土交通省救急医療機器整備費[金融庁資料] 】 × 全出動件数中の交通事故出動件数の割合[消防白書]			
	渋滞損失	人身事故1件当たり渋滞損失額（時間損失 + 走行費用損失）[国土交通省資料] × 事故件数（道路種別）[交通統計]			
	事故車両 の移動費	（社）日本自動車連盟（以下「JAF」）のロードサービス業務費[JAF資料] ÷ JAFのロードサービス出動件数[JAF資料] × JAFのロードサービスうち事故処理件数[JAF資料] ÷ JAFによる処理の比率: 30%[設定値]			

注) 表の「×」は乗算を意味する。

(2) 慰謝料の算定方法

表 8 死亡・負傷区分別慰謝料の算定方法

区分	算定方法
死亡	<p>【総額】 前回調査の報告書（77ページ）で算定している死亡時の1名当たり人的損失額の内訳から慰謝料額の比率（12,919千円÷29,764千円=0.434）を算定し、今回算定した人的損失額に乗じた。</p> <p>【1名当たり】 0.434を今回算定した1名当たり人的損失額（28,315千円）に乗じた。</p>
後遺障害	<p>【総額】 交通事故による後遺障害における平均的な労働能力喪失率が16.18%（36ページ参照）であることから、後遺障害別等級表より平均的な後遺障害等級を第12級と設定し、民事交通事故訴訟における死亡慰謝料基準額の最大額（2,800万円）と最小額（2,000万円）の平均値（2,400万円）に対する後遺障害等級第12級の慰謝料基準額（290万円）の比率（0.121）を求めた。</p> <p>一方、被害者数比率は表 4-5より死亡：後遺症 = 7,086 : 67,172 = 1 : 9.48となる。</p> <p>以上より、死亡による損失額（慰謝料分）：後遺障害による損失額（慰謝料分） = 1 : 0.121 × 9.48 = 1 : 1.15とした。</p> <p>87(十億円)に1.15を乗じ、後遺障害による損失額（慰謝料分）を算定した。</p> <p>【1名当たり】 死亡1名当たり慰謝料に対する後遺障害1名当たり慰謝料の比率0.121を、上で求めた死亡1名当たり慰謝料（12,290千円）に乗じた。</p>
傷害	<p>【総額】 傷害者の傷害度を軽度～中程度と考えれば、表 5-15から平均的な診療期間はおおよそ44日程度と考えられる（傷害度1・2の合計請求件数の50パーセンタイル値より。各診療期間ランクにおける診療期間1日当たりの請求件数は一様であると仮定）。これより、傷害に対する平均的な慰謝料額を、1ヶ月間の入院と1ヶ月間の通院の（民事交通事故訴訟における）慰謝料基準額の平均値40.5万円と、2ヶ月間の入院と2ヶ月間の通院の同慰謝料基準額の平均値76.5万円との平均値58.5万円として設定することとし、後遺障害の場合と同様に、死亡慰謝料：傷害慰謝料 = 2,400万円 : 58.5万円 = 1 : 0.0244とした。</p> <p>一方、被害者数比率は表 4-5より死亡：傷害 = 7,086 : 1,134,646 = 1 : 160となる。</p> <p>以上より、死亡による損失額（慰謝料分）：傷害による損失額（慰謝料分） = 1 : 0.0244 × 160.13 = 1 : 3.90とした。</p> <p>87(十億円)に3.90を乗じ、傷害による損失額（慰謝料分）を算定した。</p> <p>【1名当たり】 死亡1名当たり慰謝料に対する傷害1名当たり慰謝料の比率0.0244を、上で求めた死亡1名当たり慰謝料（12,290千円）に乗じた。</p>